（特別管理産業廃棄物の処分等に当たっての保管期間）

第八条の十二の二　令第六条の五第一項第二号リ(2)の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

（基準適合廃水銀等処理物の埋立処分に関する所要の措置）

第八条の十二の三　令第六条の五第一項第三号ヲ(2)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　埋立処分は、最終処分場（令第七条第十四号ハに規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。

二　埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物（第八条の六第二号から第四号までに掲げる場合に該当するため当該各号に掲げる特別管理産業廃棄物と区分されていない廃棄物を除く。以下この号において同じ。）と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。

三　埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。

四　埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

（特別管理産業廃棄物保管基準）

第八条の十三　法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、第八条の六各号に掲げる場合は、この限りでない。

五　（略）

（産業廃棄物管理票の交付）

第八条の二十　管理票の交付は、次により行うものとする。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四・五　（略）

（管理票の記載事項）

第八条の二十一　法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

2　（略）

（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の二　法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一・二　（略）

（特別管理産業廃棄物の処分等に当たっての保管期間）

第八条の十二の二　令第六条の五第一項第二号チ(2)の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

（新設）

（特別管理産業廃棄物保管基準）

第八条の十三　法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。

五　（略）

（産業廃棄物管理票の交付）

第八条の二十　管理票の交付は、次により行うものとする。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四・五　（略）

（管理票の記載事項）

第八条の二十一　法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

2　（略）

（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の二　法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一・二　（略）